

2025年11月4日

最高裁判決のへの対応に関する専門委員会 御中

意 見 書 (2)

いのちのとりで裁判全国アクション

本意見書においては、第7回専門委員会における資料及び議論に関して意見を述べる。

なお、以下の諸論点における厚労省の主張の多くは、法的根拠がなく苦し紛れの弁解というほかない点において通底している。かかる主張を行う厚労省の本音は、「面倒な計算を避けたい」、「被害回復額を値切りたい」というものかもしれないが、違法な基準改定を行った厚労省が、そのような勝手な理由で被害回復を免れることなど到底許されない。被害回復が実務的に可能である以上、最低生活を保障すべき義務を負う国が、最高裁判決に基づき被害の完全回復を図るべきことは当然である。記録の散逸や当事者の捕捉困難などの実務上の課題については、元々、最低生活の保障という極めて重大で影響が大きい生活扶助基準を違法に引き下げたうえ、12年以上にわたって理由なくこれを争った厚労省の責任と負担のもとで対処、解決しなければならないことであり、かかる課題の存在を口実に、最高裁判決にもとづき被害を完全回復するという当然の責務を怠ることなど許されるものではない。

生活保護利用者は、違法な平成25年改定によって長年にわたり「健康で文化的な最低限度の生活」を下回り厳しい生活を強いられ続けている¹。貴委員会においては、かかる生活実態を直視した上で、被害の全面回復を可能とする積極的な提案がなされることを切に要望する。

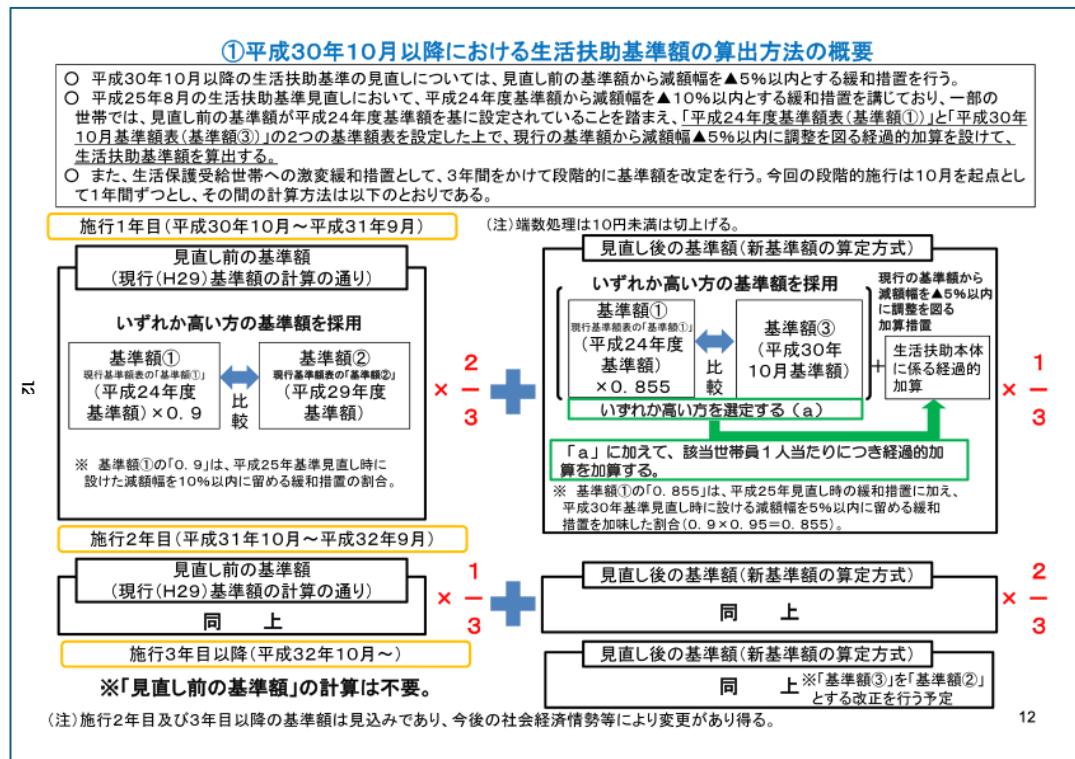
¹ 添付の資料4、5に記載された当事者の声をご参照。

第1 被害救済の時間的範囲について

1 基準生活費について

(1) 平成 25 年改定は平成 30 年改定後にも影響すること

下記の概念図は平成 30 年 9 月 4 日「生活保護関係全国係長会議資料」に厚生労働省が示した平成 30 年改定の概要である（添付資料 1・12 頁）。



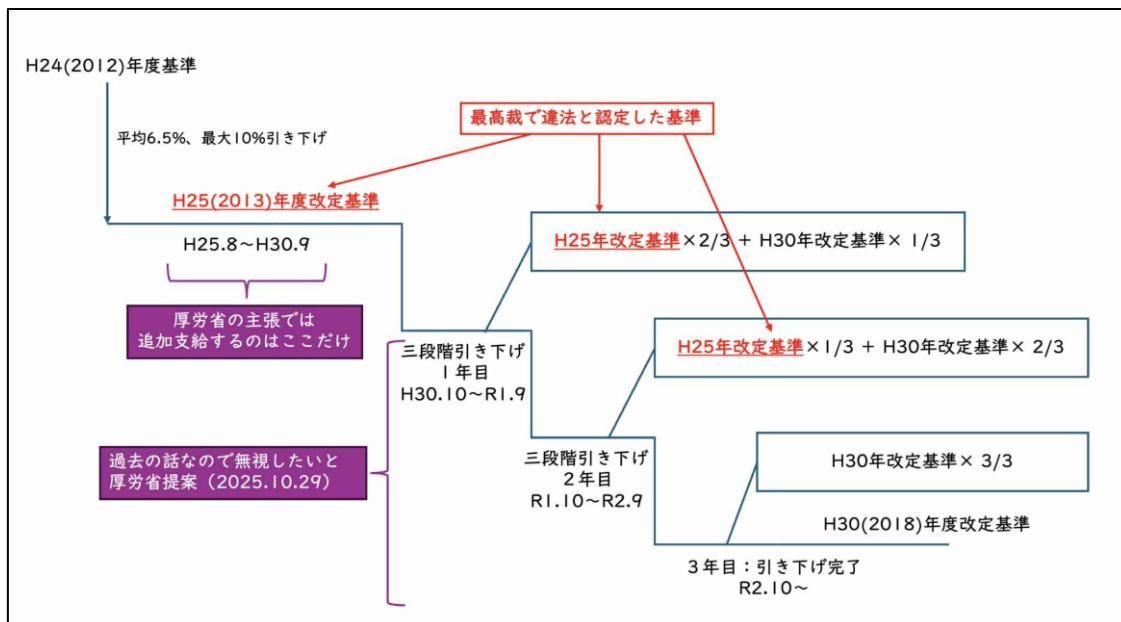
厚労省が資料【27 頁】で示している図は、3段階の激変緩和措置が終わった「令和 2 年度時点」のものであるため、本図の一部分（主に左側）を恣意的に切り取られたものになっており、3年間の段階実施などの概念図が記載されていない点において平成 30 年改定の内容を正確に理解できるものではない（その意味では、当方の 2025 年 10 月 28 日付け意見書（以下、「当方意見書(1)」という。）第 5 の 3（15 頁）で示した概念図も同様である）。

すなわち、平成 30 年改定における激変緩和措置には、「3 年間かけた段階的改定」と「減額幅最大 5%」の 2 種類があり、上記概念図の左側の部分は、平成 25 年改定後の基準（平成 30 年改定前の平成 29 年基準）である。

当方意見書(1)では、今後、平成 25 年改定による減額改定の見直しにあたって、

平成 24 年基準との差額が補償されることになれば、上記概念図の右側の部分の基準額①において、平成 24 年基準に乘じる数値が「 $0.855 (=0.9 \times 0.95)$ 」ではなく「 0.95 」となるという影響が出ることのみを指摘した。

加えて、上記概念図右側の部分にある「経過的加算」は、「見直し前の基準額（＝平成 25 年改定後の基準額）からの減額幅を▲5%以内に調整」するためのものであるから、今後、平成 25 年改定に関して何らかの追加給付が行われることになれば、必ず増加方向での影響を受けることになる。



(立命館大学准教授・桜井啓太氏作成)

さらに、平成 30 年 10 月から 3 年間かけて実施された、3 年間の段階引き下げについては、平成 25 年改定の基準（平成 29 年基準）を $2/3$ 、 $1/3$ ずつ引き入れて、実際の保護基準を決定している。このことから、平成 30 年 10 月以降の保護基準についても、少なくとも平成 30 年改定の 1 年目（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）と 2 年目（令和元年 10 月～令和 2 年 9 月）については、確実に平成 25 年改定基準の影響がある。

今後、平成 25 年改定後の基準について、何らかの追加給付を行うこととなれば、平成 30 年改定の 1 年目と 2 年目については、実際の保護基準算定にあたって参考していた平成 25 改定の基準の分（1 年目においては $2/3$ 、2 年目において $1/3$ ）が確実に増えるので、激変緩和措置による三段階実施の対象となった生活保

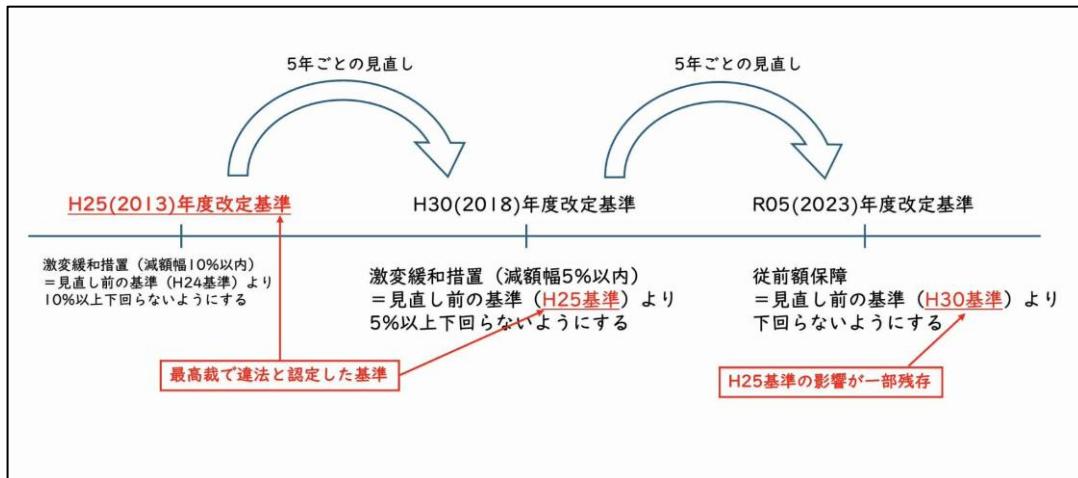
護利用者については必ず影響があることとなる。

以上のとおり、平成 25 年改定の見直しは、3 つの局面から、平成 30 年改定後の基準生活費額にも確実に影響を与えるのである。

(2) 平成 25 年改定は令和 5 年改定及び令和 7 年改定後にも影響すること

当方意見書(1)第 3 の 2(2) (5 頁、添付資料 2) で指摘したとおり、令和 5 年改定においては、1 人 1000 円を加算してもなお減額となる世帯については基準を据え置く（従前額保障）措置が講じられ、令和 7 年改定においても、1 人 500 円（計 1500 円）を加算してもなお減額となる世帯については同様の措置が講じられている。

ここにいう従前額とは、平成 30 年改定後の基準であり、この基準については、(1)で述べたとおり、平成 25 年改定が見直されて何らかの追給がなされれば必ず影響をうけるのであるから、平成 25 年改定の見直しの影響は、令和 5 年改定及び令和 7 年改定後にも当然影響することとなる。



(立命館大学准教授・桜井啓太氏作成)

なお、上記(1)(2)の詳細については添付資料 2 (桜井啓太「2013 年生活保護基準引き下げ処分の最高裁違法判決による 2018 年以降の生活扶助基準の影響に関する検証」・賃金と社会保障 1879・80 号 97 頁) を参照されたい。

(3) 厚労省の弁解は成り立たないこと

厚労省は、「3年間かけた段階的改定」と「減額幅最大5%」が、「いずれも平成30年からの3年間で基準額が急激に下がらないようにするために講じた激変緩和措置であるため、…平成30年見直しにより適用されていた基準との差額は既得権ではなく、遡及的に支給を要するものではないという整理ができる」として、仮に、平成25年改定を見直して何らかの追加給付を行うこととなつても、平成30年改定後の基準への影響は一切勘案する必要はないと考えているようである。

しかしながら、まず、厚労省の資料は、「3年間かけた段階的改定」と「減額幅最大5%」が、「いずれも平成30年からの3年間で基準額が急激に下がらないようにするために講じた激変緩和措置であるため」と記載しているが、「減額幅最大5%」については、3年間の限定適用ではなく、明らかに誤った記述が前提とされている。「減額幅5%」適用は、少なくとも次の改定（令和5年度改定）まで当該期間の毎年の保護基準に適用されているし、令和5年改定で従前額保障が設定されていることを鑑みれば、一部では現時点にまで影響している可能性がある。

そもそも、かかる見解は、太田委員も指摘されたとおり、全く意味不明である。ひょっとすると、厚労省は、激変緩和措置は「上乗せ」だから後でどのように扱ってもよい（なかったものと扱ってもよい）と考えているのかもしれないが、それぞれの基準改定にあたって、当該激変緩和措置が採用されて保護基準が設定され、当該基準に従って実際に保護行政が行われてきている以上、まさしく「既得権」であって、これを事後的になかったものと扱うようなことが許されるはずがない。厚労省の見解は、暴論の類であり、方針の是正を強く求めるものである。

2 加算について

厚労省は、基準生活費同様にデフレ調整（▲4.78%）が行われた加算のうち、「平成25年改定後、水準の検証やそれに基づく改定はおこなわれていないもの（期末一時扶助、障害者加算等）」について、「平成29年検証を踏まえて改定を行うまでの平成30年9月までを対象期間とする」とし、その根拠としては、「生活扶助基準本体の平成30年改定による水準については、平成29年検証により平成25年基準改定以後（デフレ調整反映後）の水準で妥当とされた」ことのみが挙げられている（資料22頁）。

しかし、上記資料自体に記載されているとおり、加算については何の検証も行われていない平成29年検証は、デフレ調整後の加算額の妥当性を基礎付ける根拠

になる余地がない。しかも、太田委員のご指摘どおり、平成29年検証は、夫婦子一人世帯についてのみ生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活扶助相当支出額が概ね均衡することが確認されただけで、最高裁判決（多数意見）も平成29年検証によってデフレ調整の違法性は治癒されないとしている。

したがって、今後、平成25年改定後の基準の見直しにあたって、デフレ調整が撤回されることになれば、その影響を受ける加算額については、今日に至るまでの全額が補償されるべきが当然である。

第2 被害救済の人的範囲について

1 原告以外の生活保護利用世帯について

(1) 確定判決を得た原告とそれ以外の原告を区別すべきではない

原告と原告以外の生活保護利用世帯とを区別するにあたって、大阪訴訟・愛知訴訟の原告以外にも原告となっている者が存在し、これらの者のうち判決が確定している者については、大阪訴訟・愛知訴訟の原告らと同一に扱うべきことは既に主張したとおりである。また、これらの原告のうち判決が確定していない者についても、太田委員が指摘する取消訴訟の代表訴訟的な性格を考慮すれば、訴訟提起をした者の間で、判決が確定していないことは、これを別異に取り扱ってよい理由にはならない。

なぜなら、判決が確定しているか否かは、個々の訴訟の進行状況や、これから行われるであろう再処分の時期という原告の意思や努力だけでは如何ともし難い事由によるものであるため、これらを理由に別異取扱いをすることは、憲法14条1項の平等原則の要請を充たさないからである。

したがって、ここでいう「原告」とは、本件改定を争ったすべての原告と解すべきであり、以下ではこれを前提とする。

(2) 行訴法33条1項の「その事件」に原告以外の生活保護利用世帯の法律関係が含まれる

現在、厚労省の提出資料によれば、原告と原告以外の生活保護利用世帯との間で、救済方法を区別する可能性が示されている。しかし、既に委員からの指摘がなされたとおり、原告と原告以外の者を区別することは、憲法14条1項の平等原則、生活保護法4条の無差別平等の原則に違反する。

また、原告とそれ以外の者とを区別する考え方が議論対象になったのは、確定判決を得た原告との関係では実体法上の給付請求権が存在することから、これに対する配慮として、新たな水準の調整のみならず、ゆがみ調整に関する減額を改めて行えるかについても、別に考慮する必要があるという文脈であったはずである。たしかに、確定判決を得た原告とそれ以外の者との間では、財産権や不利益変更という別の論点において異なる考慮は必要であろうが、少なくとも、新たな水準の引下げとの関係で問題となる反復禁止効については、原告とそれ以外の者を区別する論拠にはならない。

また、判決の拘束力（行訴法33条1項）の内容である反復禁止効は、違法性を導く理由中の判断に生じるところ、本判決は、デフレ調整の違法を理由に「本件改定」それ自体を違法と判断している。反復禁止効は、既判力とは別の実体法上の不作為義務なのであるから、その効力については、判決が確定した原告との関係に限定されると解すべきではなく、第三者に対しても当然にその効力を有することになる。

判決の拘束力は「その事件」について及ぶと定められているところ、原告と原告以外の生活保護利用世帯との間では、同種事件というにとどまらず、本件改定に係る基本的事実関係は全く同一である。そのため、行訴法33条1項の「その事件」とは、本件改定を基礎とするすべての各処分であると解するべきである。

したがって、確定判決を得た原告に限らず、それ以外の生活保護利用世帯との間の法律関係も「その事件」に含まれる。

(3) 紛争の1回的解決の要請は原告以外にも及ぶ

仮に、同一事情、同一理由、同一処分でないため、行訴法33条1項の拘束力としての反復禁止効が直接及ばないとしても、紛争の1回的解決の要請から、口頭弁論終結時までに行政庁が提出可能であったにもかかわらず提出しなった理由による再処分は禁止されると解されている。この点は、本専門委員会でも繰り返し確認されている。その理論的根拠は、信義則、権利濫用、遮断効の趣旨、紛争解決の蒸し返しの禁止等の多岐にわたるが、太田委員が指摘する取消訴訟の代表訴訟的な性格を踏まえれば、紛争の1回的解決の要請について確定判決を受けた原告らに限定する理由は存在しない。

本件訴訟は、形式的には原告らに対する本件各処分の取消訴訟であるが、その実質は、本件改定の違法性を争うものである。形式的には、確定判決を得た原告

らに対する本件各処分が取り消されているものの、本判決は理由中の判断において、本件改定を違法と判断しており、現時点において、その違法状態は解消されていない。

本件各処分に関する事実関係は原告との間で異なる部分はあろうが、本件改定の違法性との関係では、厚生労働大臣の1つの告示に基づいて行われたものであり、個々の原告の間で違いはないばかりか、原告以外の生活保護利用世帯との関係でも何ら違いはない。

たしかに、原告以外の者との関係でなされた各処分は取り消されておらず、出訴期間の経過により不可争力が生じているが、だからといって当該処分が適法であると判断されているわけではない。むしろ、本判決は、これらの処分の根拠となっている厚生労働大臣の告示に基づく本件改定それ自体が違法であると明確に判断している。原告以外の者には、現時点では実体法上の給付請求権が存在しないとしても、本件改定に関する違法を是正することにより、新たな給付請求権が発生し得る地位にあることに変わりはない。繰り返しになるが、本件改定に関する事実関係と法的根拠は、原告か否かに関わらず共通するのであるから、本判決が本件改定を違法とした効果は、原告以外の生活保護利用世帯との関係でも生じるものなのである。

そもそも紛争の1回的解決の要請が重視されるのは、判決の拘束力を拡張するための法理なのであるから、判決の拘束力としての反復禁止効でないとの理由をもって、原告以外には紛争の1回的解決の要請が及ばないと解することはできない。

(4) 原告以外の生活保護利用世帯にも減額処分時からの遅延損害金を支払うべきである

第7回専門委員会の【資料】38頁においては、原告との関係における遅延損害金について、「新たな基準により再処分を行う場合には、当該再処分の時点から遅滞の問題が生ずるものと整理すること」とされている。しかし、かかる整理は妥当ではない。即ち、本件各処分が違法として取り消されている以上、もし新たな処分を行うとすれば、本件各処分がなされた時点から正しい処分が行われるべきであったところであり、本件各処分がなされた時点から遅滞に陥っているのであるから、本件各処分時からの遅延損害金が支払われるべきことは、太田委員及び興津委員ご指摘のとおりである。

また、「原告以外については当時の保護変更決定が引き続き有効であり、遅滞の問題は観念しえない」との記載があるが、誤りである。上記のとおり、取消訴訟の代表訴訟的な性格を踏まえるとともに、本判決が本件改定を違法と判断していることから、本件改定を是正すべきとする実体法上の効果が生じている。こうした実体法上の効果は既に生じており、本判決の趣旨に従えば、厚生労働大臣には、違法とされた本件改定を是正すべき法的義務がある。違法とされた本件改定によって受けた影響は、原告と原告以外の生活保護利用世帯とで何ら変わりないのであるから、本判決の趣旨に従って本件改定を是正する新たな告示に基づく再処分がなされるとすれば形式的には不可争力が生じている原告以外の者との関係においても、新たな告示の効果は等しく及ぶものと解すべきである。

したがって、原告以外の生活保護利用世帯についても、原告と同じく、本件改定に基づく減額処分時から履行遅滞に陥っていると解するほかなく、減額処分時に遡って遅延損害金が支払われるべきである。

2 死者・保護廃止された者・海外在住者について

死者については、当方意見書(1)で述べたとおりである。

既に保護を廃止された者や、現在国内にいない者について、厚労省は、「現に最低生活の保障を要しない」ことを理由に、保護を継続利用している者との扱いに差を設けることを考えているようである（資料30頁）。しかしながら、太田委員からの御指摘のとおり、今般の補償は、過去において最低生活を下回る生活を強いられていたことを根拠として行われるものであって、現に最低生活の保障を要するか否かは何ら関係がない。

したがって、こうした者についても当然に追給がなされなければならない。なお、確かに、こうした者の中には連絡がつかなかったり、資料がなかったりで、現実の被害回復実務が困難な場合も想定されるところではあるが、こうした実務的課題は別途切り分けて対応策を検討すべきである。

第3 生活扶助基準が影響している他制度の取扱いについて

中国残留邦人への給付など生活保護と同様の給付を行っている制度や、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等生活扶助基準を参照している制度で現に平成25年改定による影響を受けている制度については、当然のことながら

ら、平成 25 年改定の見直し内容と同様の方法で被害回復を図るべきであり、地方自治体に対しても、その旨指導援助すべきである。

第 4 ゆがみ調整に加えて消費水準に基づく高さ調整を行うことの問題点について

1 第 7 回専門委員会の議論を踏まえれば水準を引上げるべきである

第 6 回専門委員会において、委員より、水準調整をするに当たって比較対象すべき生活扶助相当支出額（第 1 ・十分位）として、【資料 1】15 頁のうち終点を「H24 平均」とし、「調整等」は「なし」とする「141,238 円」、「生活扶助基準（H25 改定前）との乖離率」は「-5.61%」とするのが妥当であるとの意見が示された。第 7 回専門委員会においては、【資料】13 頁 10 番の「-5.75%」を採用するのが令和 4 年検証の方法と整合しており、より妥当であるとの議論がなされた。

しかし、これらの意見を前提に、ゆがみ調整をするのであれば、新たな水準の引下げは許されず、むしろ水準を引上げなければならない。その理由について、第 7 回専門委員会の「-5.75%」を用いて説明すれば、次のとおりである。

(1) ゆがみ調整と水準調整の順序は第 5 回専門委員会【資料 1】33 頁の調整方法に限られない

まず、第 5 回専門委員会【資料 1】33 頁（以下「本件スライド」という。）は「平成 25 年改定と同じ順序で処理する場合」（方法①）も「令和 5 年改定と同じ順序で処理する場合」（方法②）も、「どちらの方法でも結果は同じ」と記載している。

しかし、仮に、「ゆがみ調整」（2 分の 1 処理を含む。）に加えて、デフレ調整に代わる新たな「水準調整」を行うのであれば、この図で示されている方法①②以外にも、平成 25 年報告書の趣旨を全うさせるためには、まず 2 分の 1 処理をしないフルスペックの「ゆがみ調整」をした後に、「水準調整」をし、その後でゆがみ調整の「2 分の 1 処理をする」という方法（方法③）がある。方法③は、2 分の 1 処理は激変緩和措置であるとの国の主張と合致する。なぜなら、2 分の 1 処理が激変緩和措置なのであれば、適正な「水準調整」（高さの調整）をしてから、激変緩和措置である 2 分の 1 処理をしなければならないからである。

(2) 平成 25 年改定においては方法①と方法③の結果に差異はない

平成 25 年改定のようにデフレ調整による水準の調整を行う場合であれば、方法①

と方法③に違いはない。その理由は以下のとおりである。

前提として、本件スライドには、夫婦子1人世帯の2分の1処理をした後のゆがみ調整による減額幅は「▲3.5%」と記載されている（ただし、その計算過程は不明であり、弁護団の計算と異なるとの指摘もあるが、本稿では問題があることを指摘するにとどめ、この点は描くこととする。）。そのため、仮に2分の1処理をしなかった場合、夫婦子1人世帯は、ゆがみ調整により「▲7%」となるはずであった。

ゆがみ調整それ自体は、全生活保護利用世帯の生活扶助基準の水準調整をするものではないとしても、少なくとも、夫婦子1人世帯に対する生活扶助基準を「▲7%」とする効果はある（なお、次に掲げる取扱厳重注意文書（「生活保護制度の見直しについて」と題する文書のこと）²の5頁にも、次のとおり、「平成25年検証の結果を完全に反映した場合の平均値」は現行の基準額との比較では92%となり「▲8%」であることが前提となっている。なぜ数字が異なるのかは不明であるが、以下では本件スライドに準じて「▲7%」を前提とする。）。

² 2分の1処理に関する北海道新聞のスクープ報道の元資料となった、本田良一記者が情報開示請求手続を通じて入手した資料。

世帯類型ごとの基準額

※今回の検証で参照した平成21年全国消費実態調査の個票データの分析に基づく。

【現行の基準額と今回の検証結果を勘案した基準額を比較した場合】

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値(注1)	検証結果の影響(②／①)
夫婦子1人	約15万7千円	約14万3千円	92%
夫婦子2人	約18万6千円	約15万9千円	86%
高齢単身(60歳以上)	約7万3千円	約7万7千円	105%
高齢夫婦(60歳以上)	約10万6千円	約10万8千円	102%
単身(20～50代)	約7万8千円	約7万7千円	98%
母子世帯(18歳未満の子1人)	約13万9千円	約13万1千円	95%

【見直し後の基準額】

③見直し後基準額を適用した場合の平均値(注2)	検証結果の影響(③／①)
約14万4千円	92%
約16万9千円	91%
約7万1千円	97%
約10万3千円	97%
約7万4千円	94%
約12万9千円	93%

※現行の基準額は、消費実態と比べた場合、単身世帯より多人数世帯、高齢者より若年者の方が相対的に乖離が大きい傾向があり、その影響によって上記のような結果となっている。

(注1) 今回の基準部会における検証結果である年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に調整した場合。

(注2) 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整を1／2とし、平成20年から23年の物価動向を勘案した場合。

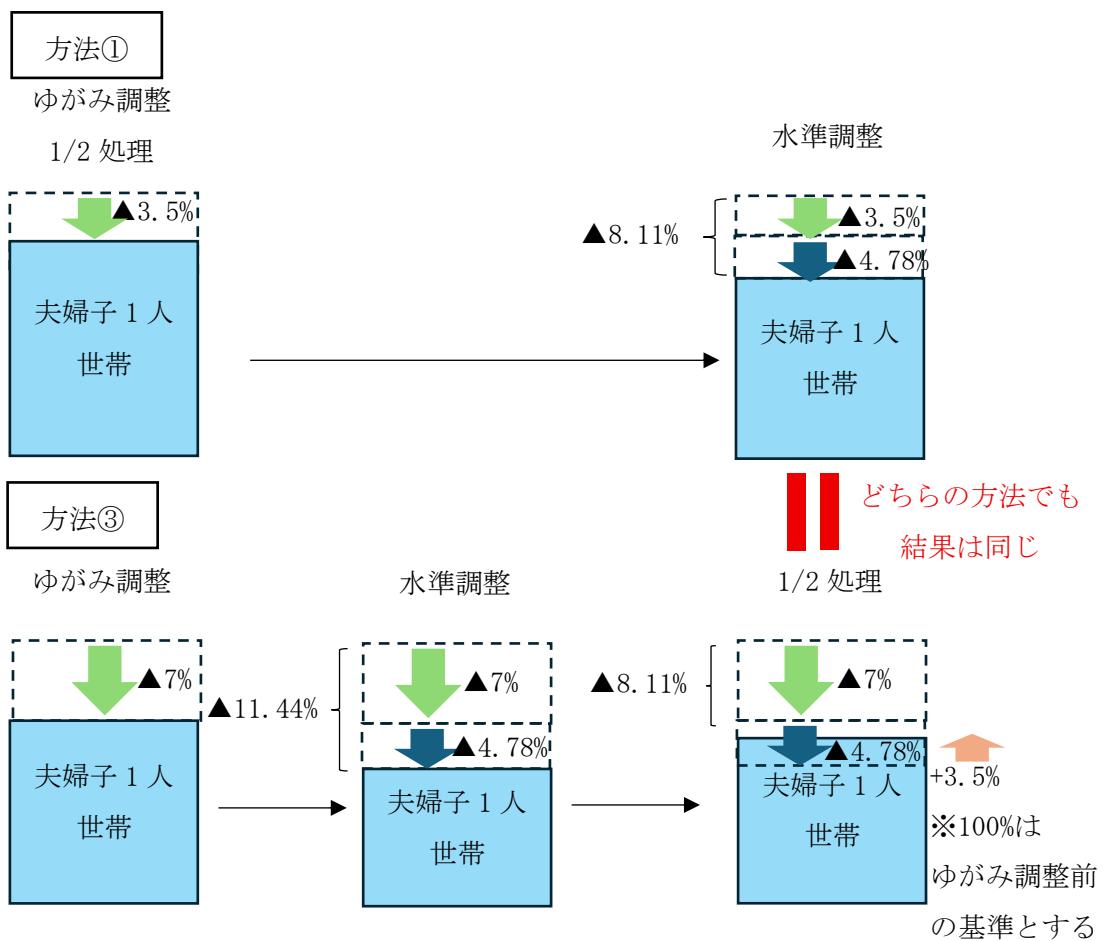
(世帯ごとの増減幅は最大10%とした上で、平均値を算出。)

(注3) 基準額はいずれも児童養育加算、母子加算、冬季加算を含む。

(注4) 児童養育加算は平成21年当時の児童手当制度によるが、直近の制度でも①と③の差は変わらない。

5

方法①による場合、まずはゆがみ調整と2分の1処理を同時にを行うことで、夫婦子1人世帯は「▲3.5%」となる。次いで、デフレ調整として「▲4.78%」をすることで、合計「▲8.11%」となる（計算式： $((1-3.5\%) \times (1-4.78\%)-1)$ ）。他方、方法③による場合であっても、まずはゆがみ調整で夫婦子1人世帯は「▲7%」となる。次いで、デフレ調整として「▲4.78%」をすると「▲11.45%」となるが（計算式： $((1-7\%) \times (1-4.78\%)-1)$ ）、2分の1処理をすることでゆがみ調整が「+3.5%」となる結果、やはり「▲8.11%」となる（計算式： $((1-3.5\%) \times (1-4.78\%)-1)$ ）。



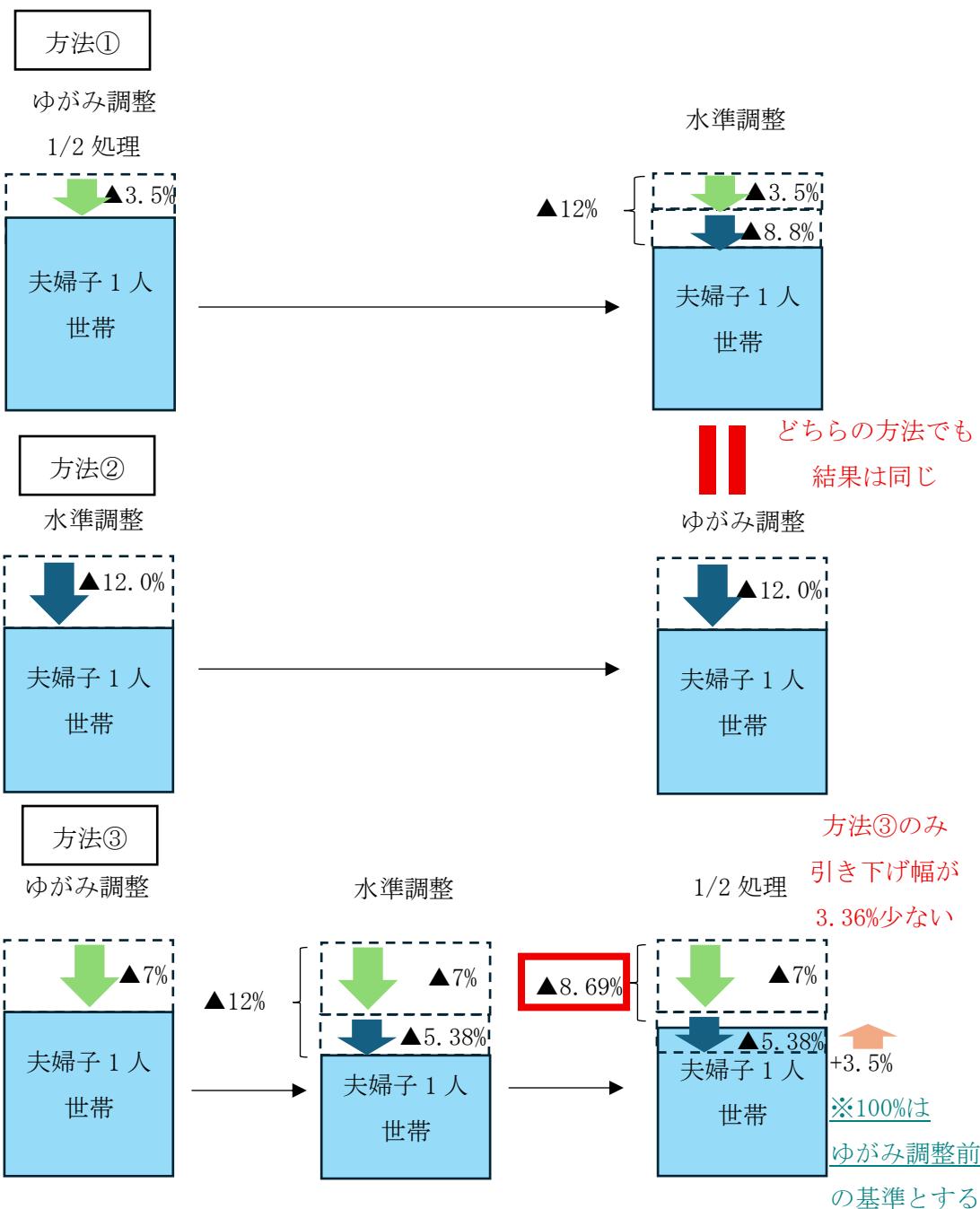
(3) 消費による水準の調整を行う場合には方法①②と方法③とで結論が変わるところが、デフレ調整と異なり、消費による水準の調整を行う場合、方法①②と方法③とでは、結論が異なることになる。具体的には次の図のとおりである。

方法①による場合は、本件スライドのとおり、2分の1処理を含むゆがみ調整として「▲3.5%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲12%」に満つるまで「▲8.86%」（細かな誤差は捨象する。）することになる。他方、方法②による場合、先に水準調整として「▲12%」をすることになる。この両者で結果は異なる。

しかし、方法③による場合、まずはゆがみ調整（2分の1処理を含まない。）を行うことで「▲7%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲12%」に満つるまで「▲5.38%」（細かな誤差は捨象する。）することになる。その後、2分の1処理をすることで、ゆがみ調整として引き下げるはずの「▲7%」を「+3.5%」することになる結果、夫婦子1人世帯に対

する給付額は「▲8.69%」となる（計算式： $((1-3.5\%) \times (1-5.38\%)) - 1$ ）。

したがって、2分の1処理には、夫婦子1人世帯との関係では、給付額を「+3.48%」（計算式： $(-5.38\%) - (-8.86\%)$ ）とする効果があるところ、方法③ではこれが生きるが、方法①②によれば、この効果が失われてしまうのである。



(4) 方法①②によれば激変緩和措置とされる2分の1処理の効果の一部が失わ

れる

本判決が認定しているとおり、2分の1処理が行われたのは「平成25年報告書においては、平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていた」からにほかならない。また、国側は、2分の1処理を激変緩和措置であると説明していた。

夫婦子1人世帯は、文字通り「児童のいる世帯」である。仮に、2分の1処理を水準の引下げよりも先に行ってしまえば、夫婦子1人世帯との関係では「児童のいる世帯への影響に配慮する必要がある」とする2分の1処理の理由が妥当しなくなり、本件改定における2分の1処理の目的に反する。

これを整理すると、2分の1処理が夫婦子1人世帯に与えた効果は、方法①③のように平成25年と同じ順序で処理する場合においては、夫婦子1人世帯の水準をゆがみ調整により「▲7%」とすべきところを2分の1処理により「▲3.5%」（全体との関係では「+3.36%」）とすることにある（以下「第1の効果」という。）。他方、方法②のとおり令和5年改定と同じ順序で処理する場合、夫婦子1人世帯の基準額の平均を保ちながら較差指数にゆがみ調整を反映する方法を採用することになるところ、展開のための指数（格差指数）の増減幅をも2分の1とする結果、フルスペックのゆがみ調整により減額となる見込みであった「児童のいる世帯」への影響に配慮する効果がある（以下「第2の効果」という。なお、増額幅が半減することの問題点は、既に主張したとおりであり、宇賀反対意見も指摘しているところである。）。

それにもかかわらず、方法①②を採用することで、夫婦子1人世帯の消費水準を生活扶助相当支出額（第1・十分位）に合致させることは、2分の1処理のうち、夫婦子1人世帯をゆがみ調整による「▲7%」を2分の1処理により「▲3.5%」（全体との関係では「+3.36%」）とする第1の効果を消滅させ、第2の効果に限定するものであるから、夫婦子1人世帯との関係では本件改定における2分の1処理の目的である「児童のいる世帯への配慮」という目的と合致しないことになる。また、国が主張するように、2分の1処理が激変緩和措置なのであれば、論理的にもゆがみ調整と水準調整をした後に、激変緩和措置である2分の1処理が行われなければならないことは先に述べたとおりである。

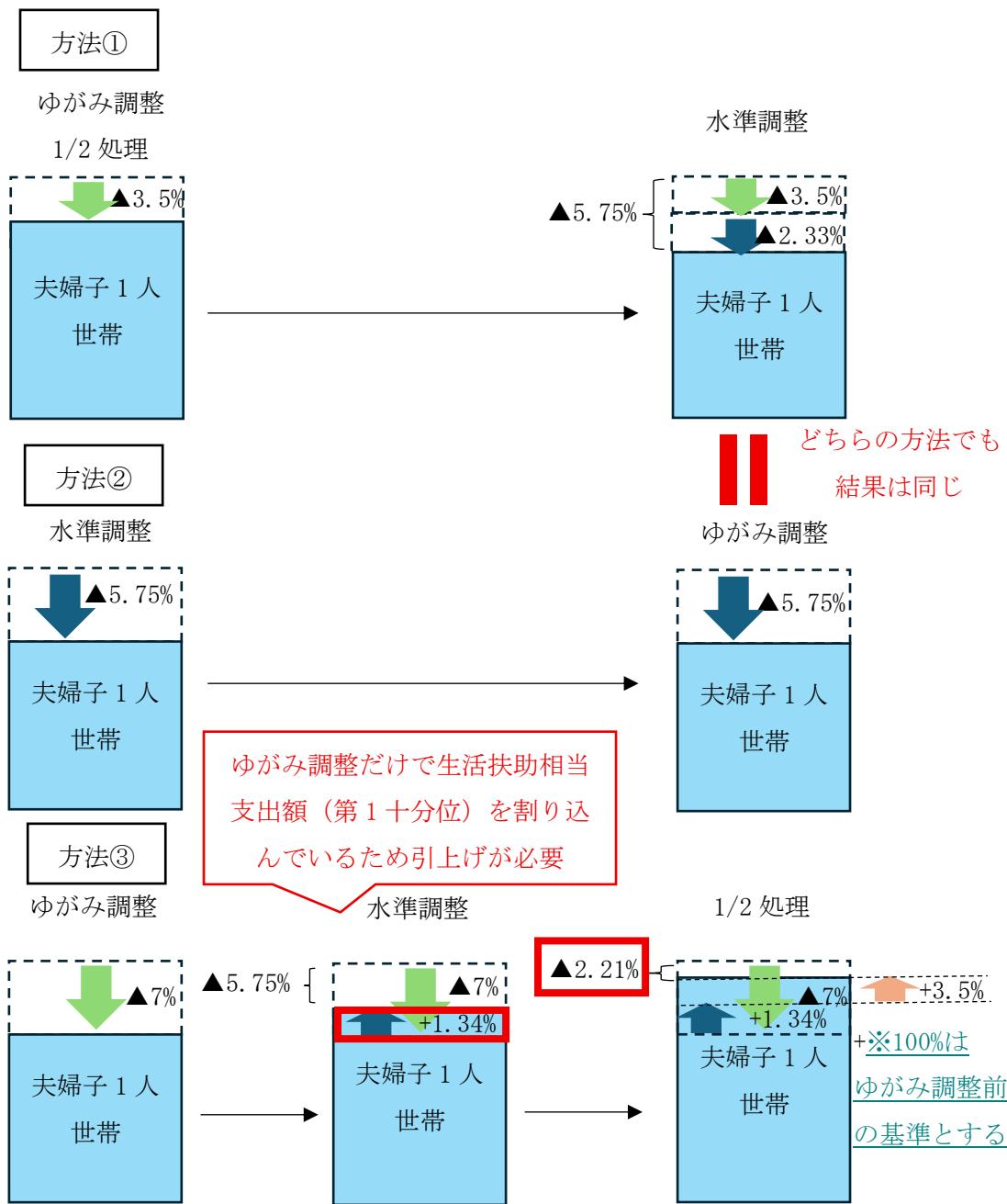
したがって、「児童のいる世帯への配慮」をするためには、方法③のように2分の1処理を水準調整の後に行わなければならない。

(5) 前回までの議論を前提とすれば水準を引上げるべきである

ところで、第6回専門委員会において、委員より、水準調整をするに当たつて比較対象とすべき生活扶助相当支出額（第1・十分位）として、【資料1】15頁のうち終点を「H24平均」とし、「調整等」は「なし」とする「141,238円」、「生活扶助基準（H25改定前）との乖離率」は「-5.61%」とするのが妥当であるとの意見が示された。第7回専門委員会においては、【資料】13頁10番の「-5.75%」を採用するのが令和4年検証の方法と整合しており、より妥当であるとの議論がなされた。この意見を前提として、方法③により計算をした場合、水準調整としては、むしろ引き上げなければならない。

すなわち、方法①による場合は、2分の1処理を含むゆがみ調整として「▲3.5%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲5.75%」に満つるまで「▲2.33%」することになる。他方、方法②による場合、先に水準調整として「▲5.75%」することになる。この両者で結果は異なる。

しかし、方法③による場合、まずはゆがみ調整（2分の1処理を含まない。）を行うことで「▲7%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲5.75%」に満つるまでするはずであるが、既に「▲7%」となっているから、生活扶助相当支出額（第1・十分位）を既に下回っている。そのため、生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるためには、「+1.34%」の水準調整をしなければならない。その後、2分の1処理をすることで、ゆがみ調整部分を2分の1にすることになる結果、夫婦子1人世帯に対する給付額は「▲2.21%」にとどまることになる（計算式：{1-(7%【ゆがみ調整】×1/2【2分の1処理】)} ×(1+1.34%【水準調整】)-1）。



したがって、「平成 25 年報告書においては、平成 25 年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていた」との本判決が指摘する 2 分の 1 処理の趣旨を貫徹するためには、2 分の 1 処理が夫婦子 1 人世帯のゆがみ調整による引き下げ幅を「▲ 7 %」から「▲ 3.5 %」にとどめるという第 1 の効果を維持させるべく、方法③によるべきであり、そのためには水準調整と

して「+1.34%」をしなければならない。

2 第1・十分位層を比較対象とすることの問題点について

第7回の専門委員会において、太田委員は、「高さ調整もすることになりそうだが、その場合であっても、調整実施後の基準が最低限度の生活の需要を満たしているかの検証は必要だと思う。その点、第1・十分位との比較に基づいているから満たしていると言えるのか。変曲点を下回るということにならないと言えるのか。」という趣旨の発言を行った。上記発言から、太田委員が、基準が変曲点を下回ることがあれば最低限度の生活の需要を満たしているとは言えないと認識していることが推察される。

これに対して、厚労省は、「平成25年検証において第1・十分位を比較対象とするのが相当であることが確認されているので、その点は検討済みである。」旨回答した。

しかしながら、太田委員の上記認識に関連して、平成25年基準部会報告書は、「⑥また、分散分析等の統計的手法により検証したところ、各十分位間のうち、第1・十分位と第2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること」を、第1・十分位を比較対象とするのが相当であるとの理由として挙げていることが問題となる。

すなわち、第1・十分位と第2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なるという事実は、厚労省の説明とは逆に、第1・十分位の消費水準が変曲点を下回っていると評価すべき根拠ではないかということである。

平成24年11月9日の第11回生活保護基準部会において、厚生労働省（伊沢課長補佐）は、「今回の検証では過去の検証指標等を踏襲いたしまして、年間所得階級第1十分位を比較対象世帯階級として実施しております。そのため、第1十分位に属する世帯が生活扶助基準の比較対象として妥当か、つまり第1十分位に属する低所得層はほかの十分位の世帯に比べまして、消費水準が大きく異なる層であるかどうかといったことにつきまして、確認する必要があるのではないかといった点がございまして、9ページ及び10ページにおいて、実態としてどの分位階級が消費構造において他の分位階級と大きく変化が認められるのか。統計的手法を用いまして、検証を行ってみてはどうかという御提案を事務局からさせていた

だいているペーパーでございます。これら分散分析及びChow テストといった統計的手法を適用することによりまして、その他の分位間での差と比較し、第1十分位と第2十分位の間において最も大きな違いが認められるようであれば、第1十分位に属する低所得層は他の十分位の世帯に比べ、消費水準が大きく異なることが確認できたと言えるのではないかという点につきまして、専門的な視点から御意見を賜りたいと考えております。」との説明を行っている（添付資料3）。

上記厚生労働省の説明は、平成15年9月30日の第2回社会保障審議会福祉部会生活保護の在り方に関する専門委員会において厚生労働省が説明した「変曲点」の概念（「収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位があることが認められる。これを『変曲点』と解釈する。」）を前提として、「変曲点」が属する所得階級を発見する方法について述べているものと解される。そして、そうであるならば、「変曲点」は「第1・十分位と第2・十分位の間」に存すると考えるのが相当ということになり、第1・十分位は「変曲点」を下回っていることになる。

以上のとおり、冒頭で述べた厚生労働省の回答は、太田委員の懸念を払拭する内容とはなっていないどころか、逆に懸念を裏付ける内容となっている。

以 上